

出願分割

→ 所期的

(特許出願の分割)

第四十四条 特許出願人は、次に掲げる場合に限り、二以上の発明を包含する特許出願の一部を
一又は二以上の新たな特許出願とすることができる。

一 願書に添付した明細書、特許請求の範囲又は図面について補正をすることができる時又は期間
内にするとき。

二 特許をすべき旨の査定(第六十三条第三項において準用する第五十一条の規定による特許
をすべき旨の査定及び第六十条第一項に規定する審査に付された特許出願についての特許
をすべき旨の査定を除く。)の謄本の送達があつた日から三十日以内にするとき。

三 拒絶をすべき旨の最初の査定の謄本の送達があつた日から三月以内にするとき。

2 前項の場合は、新たな特許出願は、もとの特許出願の時にしたものとみなす。ただし、新たな特
許出願が第二十九条の二に規定する他の特許出願又は実用新案法第三条の二に規定する特
許出願に該当する場合におけるこれらの規定の適用及び第三十条第三項の規定の適用につ
ては、この限りでない。

3 第一項に規定する新たな特許出願をする場合における第四十三条第二項(第四十三条の二第
二項(前条第三項において準用する場合を含む。))及び前条第三項において準用する場合を含
む。)の規定の適用については、第四十三条第二項中「最先の日から一年四月以内」とあるのは、
「最先の日から一年四月又は新たな特許出願の日から三月のいずれか遅い日まで」とする。

4 第一項に規定する新たな特許出願をする場合には、もとの特許出願について提出された書面又
は書類であつて、新たな特許出願について第三十条第三項、第四十一条第四項又は第四十三
条第一項及び第二項(これらの規定を第四十三条の二第二項(前条第三項において準用する場
合を含む。))及び前条第三項において準用する場合を含む。)の規定により提出しなければなら
ないものは、当該新たな特許出願と同時に特許庁長官に提出されたものとみなす。

5 第一項第二号に規定する三十日の期間は、第四条又は第一百八条第三項の規定により同条第一
項に規定する期間が延長されたときは、その延長された期間を限り、延長されたものとみなす。

6 第一項第三号に規定する三月の期間は、第四条の規定により第二百一十一条第一項に規定する
期間が延長されたときは、その延長された期間を限り、延長されたものとみなす。

7 第一項に規定する新たな特許出願をする者がその責めに帰することができない理由により同項
第二号又は第三号に規定する期間内にその新たな特許出願をすることができないときは、これら
の規定にかかわらず、その理由がなくなつた日から十四日(在外者にあつては、二月)以内でこれ
らの規定に規定する期間の経過後六月以内にその新たな特許出願をすることができる。

(既に通知された拒絶理由と同一である旨の通知)

第五十条の二 審査官は、前条の規定により特許出願について拒絶の理由を通知しようとする場合
において、当該拒絶の理由が、他の特許出願(当該特許出願と当該他の特許出願の少なくともい
ずれか一方に第四十四条第二項の規定が適用されたことにより当該特許出願と同時にされたこ
となつてゐるものに限る。)についての前条(第五十九条第二項(第七十四条第二項におい
て準用する場合を含む。))及び第六十三条第二項において準用する場合を含む。)の規定によ
る通知(当該特許出願についての出願審査の請求前に当該特許出願の出願人がその内容を知
り得る状態になつたものを除く。)に係る拒絶の理由と同一であるときは、その旨を併せて通知
しなければならない。

消 X → 分割
消 O
年一拒保反

